

議案第15号

日野町手数料徴収条例の一部改正について

日野町手数料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

日野町長 景山享弘

## 日野町手数料徴収条例の一部改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

- ・法の名称が変更となったため。

### 2 改正内容

- ・別表第 2 中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正 7 年法律第 32 号) 第 13 条」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号) 第 19 条」に改める。

### 3 附則規定

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日野町手数料徴収条例（平成12年日野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	金額	備考	種類	金額	備考
略			略		
狂犬病予防法施行 令第3条の規定に基 づく犬の狂犬病予防 注射済票の再交付 手数料			狂犬病予防法施行 令第3条の規定に基 づく犬の狂犬病予防 注射済票の再交付 手数料		
鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適 正化に関する法律 (平成14年法律第 88号)第19条の規 定に基づく鳥獣飼養 許可証の交付又は その更新若しくは再 交付手数料			鳥獣保護及狩猟二 関スル法律(大正7 年法律第32号)第13 条の規定に基づく鳥 獣飼養許可証の交 付又はその更新若し くは再交付手数料		
略			略		

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。